

## 第22回

# 施設の資金的余裕と差額精算分の入金・人勘分の支給

(株) 福祉総研上席研究員  
**松本和也**

**Q**

**決算における資金収支計算書で当期資金収支差額も当期末支払資金残高もプラスですが、常に“お金が苦しい”と感じます。なぜでしょうか。**

### (1) 資金収支計算書と資金繰り

社会福祉法人の計算書類は、貸借対照表と事業活動計算書、資金収支計算書の3つです。貸借対照表はある一時点の財産等の状況を表現したもので、事業活動計算書と資金収支計算書はある期間における変化の様子を表したもので。そのため貸借対照表には「令和〇年〇月〇日現在」(いつの時点)と表示され、事業活動計算書と資金収支計算書には「自令和〇年〇月〇日・至令和〇年〇月〇日」(いつからいつまで)と表示されます。

ここまでこのコーナーでも何度かご紹介してきた通り、事業活動計算書は貸借対照表の純資産の額(総資産と総負債の差額)の変動の様子を、資金収支計算書は貸借対照表から計算される支払資金残高(流動資産と流動負債の差額とほぼ一致)の変動の様子を表現したもので。したがって資金収支計算書の当期末支払資金残高がプラスを示しているということは、流動資産の額が流動負債の額を上回っている

ことを表しています。

貸借対照表 令和〇年〇月〇日現在	
流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
	純資産

\* 網掛け部分が「支払資金」、流動資産と流動負債の差額がほぼ「支払資金残高」と一致。

### (2) “お金がない”という感覚

「1年基準」に基づいて、流動資産にはすぐに現金化できるもの、流動負債にはすぐに支払う必要のあるものが分類されています。ですから本来、当期末支払資金残高がプラスであれば、お金が足りないということにはならないはずです。決算書を見る際に、事業活動計算書がプラスでもお金の多寡の判断には直結しませんが、資金収支計算書がプラスであればその分のお金があると考える感覚は間違ってはいないでしょう。

しかし社会福祉法人会計の場合、ここに注意しなければならない落とし穴があります。それは、流動資産の中にはお金とは呼べないものが含まれている、という点です。

支払資金残高は現金預金の残高(お金の保有額)とは違う、という点を改めて認識しておかなければなりません。

確かに流動資産はすぐに(1年以内に)現金化できるのですが、逆に言えば未だ現金化されていないものが含まれています。そのうち金額的に大きなものが、「事業未収金」に計上された委託費・施設型給付費の差額精算分や、自治体の補助金である「未収補助金」で、これらは流動資産ではあるものの、実際に回収する前の段階ではまだ現金ではありませんから、多額に計上されている場合にはそこに感覚のズレが生じることになります。

### (3) 制度から生ずる事情

保育所や認定こども園などにおけるこれらの未収金の存在は、制度上避けられない、仕方のない面もあります。それは主に処遇改善制度の運用から生じてしまうものですが、決算の内容を見るときにはその点を十分に勘案して見誤らないよう注意しなければなりませんし、行政などの関係各所にも明確に説明できるようにしておかなければ、無用な誤解を誘発することにもつながります。

公定価格には4月に示される「当初単価」と、8月の人事院勧告を経て年末から年始にかけて示される「改正単価」があります。年度末には改正単価によって算定し直した委託費・施設型給付費の年間総額と、それまでにすでに施設に入金されている額との差額を精算します。これを一般に「差額精算」と呼んでいます。

差額精算とは別に、処遇改善制度では児童数や各種加算の内容をもとに、当初単価を適用して得られる年間総額と、改正単価を適用して得られる年間総額の差額（人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴う上昇分。以下「人勧分」と言います。）が計算されますが、この額は「差額精算」の額とは一致しません。

#### ○差額精算分

改正された公定価格単価を使用して、委託費や施設型給付費の年間総額を計算したときの、支弁済み額との差額。

改正単価を適用したときの年間総額

　　－支弁済みの額（払い込み済みの額）

#### ○人勧分（人事院勧告による国家公務員の給与改定分）

委託費・施設型給付費について、児童数や加算などの条件を同一にして、当初単価を適用したときの年間総額と、改正単価を適用したときの年間総額の差額。

改正単価を適用したときの年間総額

　　－当初単価を適用したときの年間総額

差額精算分と人勧分を混同されている方が見られます、処遇改善制度において職員への支給（社会保険料等の事業主負担額を含む。）が求められるのは、差額精算分ではなく人勧分です。これらは一致するものではなく、差額精算分の入金を使って人勧分相当額が職員への支給に充てられるに過ぎません。もちろん、差額精算手続きまでの計算がすべて正しく

行われていれば一致することもあり得ますが、それは結果的にたまたま一致したに過ぎないです。

差額精算分は4月に入ってから入金されることも少なくなく、その場合は決算において事業未収金として計上されます。事業未収金は流動資産ですから支払資金残高に含まれます。しかし施設に資金的余裕がない場合、差額精算分が入金されなければ人勧分を支給するための資金がない状況に陥り、結局4月にならなければ人勧分の支給ができない、という状況が生じます。処遇改善制度では人勧分を4月に入つてから支給しても問題はありませんが、本来支給すべき対象職員が3月で退職してしまうなど、不都合が生ずる場合もあります。

また多くの場合、差額精算分は未収金として計上されていても、支給すべき額を未払金として計上してはいないと想像されます。この結果、支払資金残高は過大に表示され、保育所では委託費の5%基準（年間収入の5%以上の資金が残留したとき、収支計算分析表の提出を求められる基準）や30%基準（当期末支払資金残高を委託費収入の30%以下に抑制しなければならないという基準）に抵触する可能性が高くなるとともに、利用者や行政から過剰な残留資金を保有しているという誤解を生ずることにもつながり、自治体の単独補助金の施策などへの影響も懸念されます。

当期末支払資金残高＝流動資産－流動負債（とほぼ一致）が十分にあるのに、いつも“お金に窮屈な感覚”があるのは多額の未収金が計上されている点にあると想像されます。未収金は現金ではないのに会計では支払資金残高に含まれてしまうからです。

公定価格に基づく委託費や施設型給付費は、一義的には利用者へのサービス（児童の保育や保護者の支援）の質を担保して、適切な保育を実施するために必要な資金として支弁されるものです。保育制度の主旨にかなう適切な支出を行うためにも、可能な限り早い時期に差額精算を完了することはとても重要なことと言えるでしょう。